○ 立田山野外保育センター利用料の減免等に関する取扱要項

この要項は、立田山野外保育センター設置規則(以下「規則」という。)第10条第4項及び第5項に関して必要な取扱い基準を定めるものとする。

(施設利用料の納入)

- 第1条 立田山野外保育センター(以下「センター」という。)の施設利用料は、利用開始日当日までに現金で支払 わなければならない。
- 2 市内の認可保育園及び幼稚園は、利用後、口座振込により支払うことができる。
- 3 センター職員(出納員)は、第1項の場合にあっては所定の領収書を、第2項の場合にあっては所定の請求書を発行するものとする。
- 4 センター職員(出納員)は、請求書を発行した日から14日以内に利用料の指定口座への振替がない場合、当該団体に請求手続きを行うものとする。

(付帯設備利用料及び備品等利用料の納入)

第2条 センターの付帯設備利用料及び備品等利用料は、センター退所時に現金で支払わなければならない。ただし、前条第2項から第4項までの規定は、付帯設備利用料及び備品等利用料にも適用する。

(利用料の減免)

第3条 センター利用料を減免することができる場合及び減免額は、次のとおりとする。

(1) 社団法人熊本市保育園連盟(各委員会、女性部及び青年部を含む)	施設利用料、付属施設利用料及び
が主催事業、会議又は研修会等のために利用する場合	備品等利用料の全額
(2) 熊本市が市民を対象とした事業又は研修会等のために利用する場合	連盟会員と同額
(3) 規則第9条第2号から5号の規定により、利用許可を取消した場合	施設利用料、付属施設利用料及び
	備品等利用料の全額
(4) 規則第9条第2号から5号の規定により、利用を停止させる場合	理事長が必要と認める額
(5) 理事長が特に減免する必要があると認めた場合	理事長が必要と認める額

2 前項の規定に基づき利用料の減免を受けようとする者は、使用日の14日前までに、書面により申請しなければならない。

(利用者が増減した場合の利用料)

- 第4条 利用許可を受けた団体の代表者が、センター入所時に利用者の増減を申し出た場合は、実際の利用人数に 基づく施設利用料を徴収するものとする。
- 第5条 宿泊利用許可を受けた団体の宿泊予定者が、利用日当日に宿泊しなかった場合は、下記のとおり取り扱うものとする。

(1) 宿泊予定の児童(園児等)が、急な発熱等により、午後4時から午	日帰り利用料を徴収
後7時までの間に退所した場合	(午後7時以降は宿泊料金)
(2) 宿泊予定の引率者(保育士等)が、急な用務等により、午後4時か	日帰り利用料を徴収
ら午後10時までの間に退所した場合	(午後10時以降は宿泊料金)
(3) 同一期日に宿泊と日帰りの利用許可を受けた団体の日帰り利用者が、	日帰り利用料を徴収
午後4時から午後7時までの間に退所した場合	(午後7時以降は宿泊料金)
(4) やむを得ないと認める理由がなく宿泊利用を中止した場合	宿泊利用料を徴収

(キャンセル料)

第4条 利用許可を受けた団体が、利用開始前に利用を中止した場合のキャンセル料は、次のとおりとする。

(1) 利用開始日の8日前までの間に利用中止を届け出た場合	利用料は徴収しない
(2) 利用開始日の7日前の日から利用開始日の前日までの間に利用中止	利用許可人数分の施設利用料の2
を届け出た場合	分の1に相当する額
(3) 利用開始日当日に利用中止を届け出た場合	利用許可人数分の施設利用料の全
	額に相当する額

2 理事長は、利用中止の理由が、緊急かつやむを得ないと認めるときは、前項のキャンセル料を徴収しないことができる。

(利用料の還付)

第5条 納入済みのセンター利用料の還付を受けることかできる場合及びそれぞれの還付額は、次のとおりとする。

(1) 規則第9条第2号から5号の規定により、利用許可を取消した場合	既納利用料の全額
(2) 規則第9条第2号から5号の規定により、利用を停止させる場合	理事長が必要と認める額
(3) 利用開始日の8日前までの間に利用中止を届け出た場合	既納利用料の全額
(4) 利用開始日の7日前の日から利用開始日の前日までの間に利用中止	利用許可人数分の施設利用料の2
を届け出た場合	分の1に相当する額

2 前項の規定に基づき利用料の還付を受けようとする者は、書面により申請しなければならない。

附則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。